

いじめ新法で何が変わるか ～増える「いじめ」相談に弁護士としてどう対応する？～

主催：大阪弁護士会

平成24年から平成25年にかけて、いたましい「いじめ」被害が数多く報道され、大きな注目を集めることになりました。このような中で、平成25年6月、議員立法により、いじめ防止対策推進法（いじめ新法）が成立しました。

いじめ新法では、「いじめ」の定義がなされ、国、地方公共団体、学校、教育委員会に対し、「いじめ」への対応を明確に定めています。

弁護士が被害者側から相談を受ける場合、いじめ新法に関する知識が不可欠です。

また、いじめ新法を受けて、国、地方公共団体、学校では、基本的な対応方針が定められ、今後は、「いじめ」問題で、第三者による調査委員会が組織され調査が行われるケースも増えると考えられます。

いじめ新法の成立を受けて、学校現場がどう変わったか、第三者委員会による調査はどのように進んでいくか、といった点も知っておく必要があります。

そこで、大阪弁護士会子どもの権利委員会では、これらの情報を集約し、主に弁護士を対象として、シンポジウムを開催することになりました。

下記要領で執り行いますので、多数のご参加をお待ちしております。

なお、教育現場に関わる教員等の方々にも参考になると思いますので、ぜひご参加下さい。

記

日 時：平成27年2月7日（土）午後1時00分～午後4時30分
（開場 午後0時30分～）

内 容： 第1部 基調報告

- ① いじめ防止対策推進法の論点
- ② いじめに関する最新判例・通達
- ③ 学校現場の現状と課題
- ④ いじめ予防と弁護士の関わり

第2部 シンポジウム（参加者は予定）

コーディネーター：大阪弁護士会所属弁護士

パネリスト：教員、教育委員会関係者、学識経験者、弁護士



会 場：大阪弁護士会館2階ホール（203・204会議室）（裏面地図参照）
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

以上

大阪弁護士会館



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」
下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄御堂筋線・京阪本線「淀屋橋駅」
下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄堺筋線・京阪本線「北浜駅」
下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」
下車 徒歩約15分

一時保育サービス(要予約・無料)

対象	原則、首がすわっている乳児～未就学児
時間	シンポジウム開始15分前から終了15分後まで
申込方法	下記のお問い合わせ先までお電話でお申込みください。
申込期限	平成27年1月30日(金)

参加申込書

ファクシミリ(06-6364-7477)でご回答ください。

ふりがな			
氏名			
ご所属	参加人数	人	

お問い合わせ先
大阪弁護士会委員会部人権課
子どもの権利委員会事務局 宛
TEL: 06-6364-1227